

参考資料

令和元年6月議会 総務財政委員会 総務企画局議案説明資料（一部抜粋）

- 福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要・・・・・・・・・・1頁

農 林 水 産 局

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要

第1 改正の理由

農業委員会の副会長の職務内容及び他の地方公共団体の状況等に鑑み，副会長の報酬の額を定める（以下，略）

第2 改正の内容

1 農業委員会の副会長の報酬額を新設する。

区 分	現 行	改定後	改定額
会長	月額 82,000円	月額 82,000円	—
副会長	(委員と同額)	月額 64,000円	18,000円
委員	月額 46,000円	月額 46,000円	—

2 (略)

第3 施行期日等（附則）

第2の1 令和2年6月23日

第2の2 (略)

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行		改 正 案	
別表第 2		別表第 2	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
農業委員会		農業委員会	
会長	月額 82,000 円	会長	月額 82,000 円
委員	月額 46,000 円	<u>副会長</u>	<u>月額 64,000 円</u>
農地利用最適化推進委員	月額 46,000 円	委員	月額 46,000 円
略	略	農地利用最適化推進委員	月額 46,000 円
		略	略